

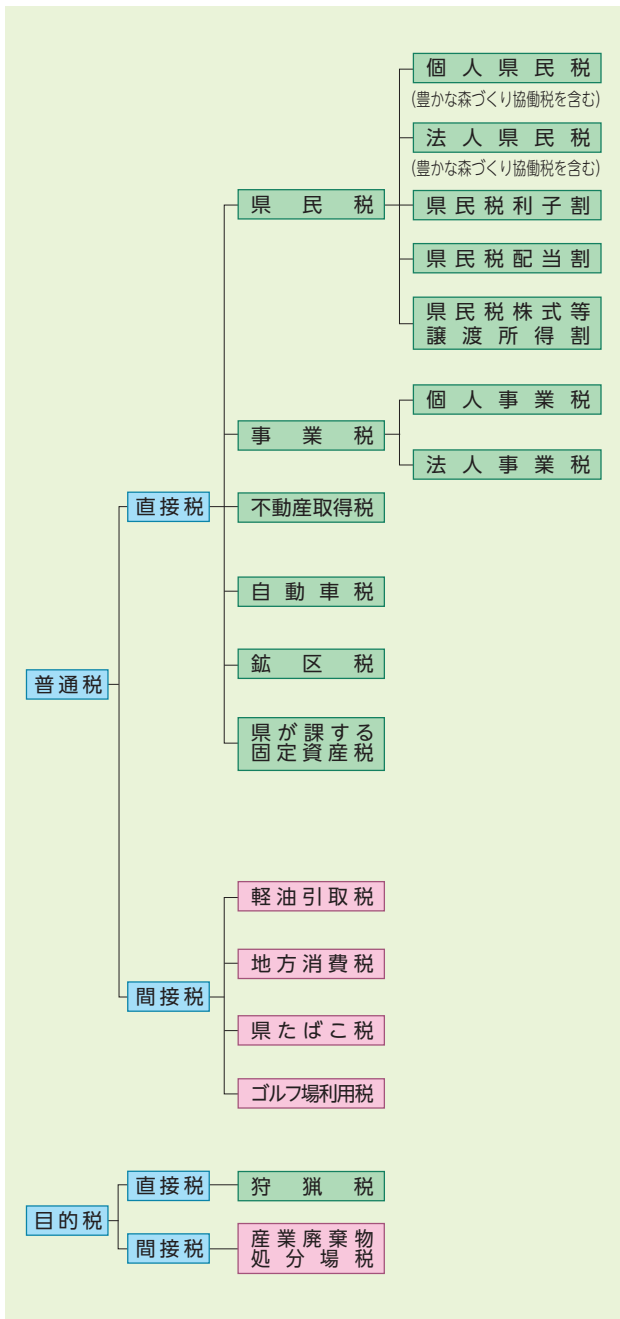
税金の種類

税金には、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」とがあります。「地方税」はさらに(都道府)県に納める「(都道府)県税」と、市町村に納める「市町村税」とに分けられます。

現在、「国税」と「地方税」を合わせて、約50種類の税金があります。

■ は直接税 ■ は間接税

■ 県税



■ 国税 税務署で取り扱っている税金です。

所得税

個人の所得にかかります。

法人税・地方法人税

株式会社・有限会社・協同組合などの法人の所得にかかります。

相続税

相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。

贈与税

贈与によって財産を取得した人にかかります。

酒税

酒・ビール・ウィスキーなどの酒類にかかります。

消費税

商品やサービスの売上にかかります。

揮発油税・地方揮発油税

ガソリンなどにかかります。

自動車重量税

自動車の車検時等にかかります。

印紙税

契約書や領収書などの作成にかかります。

登録免許税

登記や弁護士、司法書士、税理士などの登録にかかります。

以上のほかに、たばこ税・たばこ特別税・石油ガス税・石油炭炭税・航空機燃料税・電源開発促進税・国際観光旅客税・とん税・特別とん税・関税・特別法人事業税・森林環境税があります。

■ 市町村税 市役所や町村役場で取り扱っている税金です。

個人の市町村民税

市町村に住所などのある個人にかかります。

法人の市町村民税

市町村に事務所・事業所などのある法人にかかります。

固定資産税

土地・家屋や事業に使う機械などの償却資産にかかります。

軽自動車税

軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車にかかります。

都市計画税

都市計画区域内にある土地・家屋にかかります。

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

以上のほかに、市町村たばこ税・鉦産税・特別土地保有税・入湯税・事業所税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税があります。

県税についてのお問い合わせ先

県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	電話番号	FAX番号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	(0857)20-3520	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	(0858)23-3102	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	(0859)31-9601	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1 (米子市役所本庁舎内2階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階)
鳥 取 県 庁 税 務 課	(0857)26-7051	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220